

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和6年2月16日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 藤巻 浩之

### 記

#### 1. 業務の概要

(1) 業務名 営繕積算用建設資材 (建築・建築設備) (24) 価格調査業務  
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、関東地方整備局管内の建設資材単価及び施工価格 (建築及び建築設備) について価格調査を実施し、営繕工事の積算に用いる設計単価の基礎資料とするものである。

(3) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書を提出するもの (以下「競争参加資格確認申請者」という。) は業務を実施するにあたって以下の視点から創意工夫を発揮し、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針等に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(4) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和6年4月下旬から令和7年2月28日まで

(5) 本業務は、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

また、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) (以下「予決令」という。) 第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が100万円を超える業務の場合に、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

(6) 本業務は資料の交付、申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(8) 本業務は、賃上げの実施する企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

## 2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1.に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

### 2-1. 単体企業

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- 2-2. 2-1.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4.(3)により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

### 2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2)において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1号に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
  - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### 2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

##### (1) 業務実施体制に関する要件

- ・業務の主たる分担業務分野（建築分野及び建築設備分野）（※1）を再委託するものでないこと。

（※1）「分担業務分野」の分類は、下表による。なお、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	建築（意匠及び構造）設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定にかかる業務（建築積算）にて使用する建設資材の価格調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査計画の策定</li> <li>・調査対象業者の選定</li> <li>・面接及び聞き取り調査</li> <li>・調査価格の決定</li> <li>・報告書の作成</li> </ul>
建築設備分野	建築設備（電気設備及び機械設備）設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定にかかる業務（建築設備積算）にて使用する建設資材の価格調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査計画の策定</li> <li>・調査対象業者の選定</li> <li>・面接及び聞き取り調査</li> <li>・調査価格の決定</li> <li>・報告書の作成</li> </ul>

- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・競争参加資格確認申請者又は再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所（以下「協力事務所」という。）が、他の競争参加資格確認申請者の協力事務所となっていないこと。
- ・再委託先である協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 競争参加資格確認申請者は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の実績がある場合は、業

務成績の平均が60点以上であること。(詳細は入札説明書による。)

(3) 競争参加資格確認申請者は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注の営繕事業に係る業務の実績がある場合は、業務成績のすべてが60点以上であること。(詳細は入札説明書による。)

## 2-5. 配置予定技術者等に関する要件

(1) 配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の資格等

① 管理技術者及び主たる分担業務分野(建築分野及び建築設備分野)の主任担当技術者(※2)は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。

(※2)「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

② 管理技術者は、以下のいずれかの資格を保有すること。

(a) 一級建築士

(b) 建築設備士

(c) 建築コスト管理士

(d) 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「建設-施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。))又は建設部門(選択科目を「施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。))に限る。)

(e) R C C M(施工計画、施工設備及び積算部門に限る。)

(f) 二級建築士

なお、建築士法第23条第1項の建築士事務所に属する建築士の場合は、申請書の提出時において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ(同条第2項及び3項において準用する場合を含む。))に該当する場合を除く。)

③ 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者(建築分野及び建築設備分野)は、それぞれ1名であること。

④ 管理技術者と記載を求める主任担当技術者(建築分野及び建築設備分野)のいずれか一方との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。

⑤ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の実績がある場合は、業務成績の平均が60点以上であること。(詳細は入札説明書による。)

⑥ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注の営繕事業に係る業務の実績がある場合は、業務成績のすべてが60点以上であること。(詳細は入札説明書による。)

(2) 平成25年4月1日以降の同種又は類似業務の実績

管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者(建築分野及び建築設備分野)は、「平成25年4月1日以降の同種又は類似業務の実績」を有する者であること。なお、記載を求める各主任担当技術者(建築分野及び建築設備分野)においては、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。また、建築設備分野については、電気設備又は機械設備のどちらか一方の実績を有する場合は、建築設備分野の実績を有することとして扱うことができる。

提出する同種又は類似業務において、分担業務分野の設定がされていない場合は、建

築、電気設備及び機械設備に関する分野を担当したことが確認できる資料を提出することにより、当該業務の分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

また、上記期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を1年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである（長期休業期間が1年に満たない場合であっても、1年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。）。

なお、産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。詳細は別添4「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。

「平成25年4月1日以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の1)、2) 両項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

1) 平成25年4月1日以降に業務の契約履行が完了した業務（申請書の提出期限現在）の実績

2) 次の(a)又は(b)を満たす設計業務の実績

・記載する件数は1件とする。

(a) 同種業務：営繕工事の積算に係る資材価格調査に関する業務。

ただし、国の機関、特殊法人等(※3)、地方公共団体（都道府県又は政令指定都市）のうちいずれかの発注業務とする。

(b) 類似業務：土木工事の積算に係る資材価格調査に関する業務。

ただし、国の機関、特殊法人等(※3)、地方公共団体（都道府県又は政令指定都市）のうちいずれかの発注業務とする。

(※3)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。

### (3) 恒常的雇用関係

配置予定管理技術者及び主たる分担業務分野（建築分野及び建築設備分野）の主任担当技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。

## 2-6. 申請書に関する要件

申請書の内容において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

## 3. 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び申請書をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の

内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満して入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書による。

③ 予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から品質確保基準価格を設定する。

品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出する（入札説明書別紙 2 の品質確保基準価格による）ものとし、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における聴取等）を行うので、協力されたい。

④ 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

## (2) 総合評価の評価方法

### ① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

### ② 技術評価点の算出方法

予定価格が 100 万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記イ)、ロ)、ハ)、ニ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

イ) 予定技術者の資格及び技術力

ロ) 業務の実施方針等

ハ) 業務の実施方針等の履行確実性

ニ) 賃上げの実施に関する評価

技術評価点 = [技術評価点の満点]

× [技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計]

技術評価の得点合計 = [イ) に係る評価点]

+ [技術提案評価点] × [ハ) の評価に基づく履行確実性度]

+ [ニ) に係る評価点]

技術提案評価点 = ロ) に係る評価点

### ③ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。なお、価格評価点の満点は 60 点とする。

価格評価点 = [価格評価点の満点] × [1 - 入札価格 / 予定価格]

④ 賃上げ評価点の評価方法は、入札説明書による。

⑤ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記②のイ)、ロ)、ハ)、ニ)により得られた技術評価点と当該入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

⑥ 詳細は、入札説明書による。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 担当部局

関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係

住所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎 2号館 17階

TEL：048-601-3151 内線2525

電子メール：[ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp](mailto:ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp)

##### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和6年2月16日（金）から令和6年4月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は16時まで）。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

##### (3) 申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年3月4日（月）15時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、託送又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。）による。詳細は入札説明書による。

##### (4) 競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和6年3月29日（金）までに電子入札システムで通知する。（但し、書面により申請した場合は紙で通知する。）

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、関東地方整備局総務部契約課に持参すること。（郵送による提出は認めない）

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは令和6年4月9日（火）16時00分まで。

紙入札方式による場合の締め切りは令和6年4月9日（火）17時00分まで。

開札日時：令和6年4月10日（水）15時30分

なお、これらの日時までに令和6年度予算の執行が可能とならない場合には別途連絡する日時とする。

#### 5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店：日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁：関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁：関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は、履行保証

保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 申請書の作成に関する説明会は実施しない。

(7) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(9) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(10) 予定価格が100万円を超える業務の場合、申請書における実施方針（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(11) 詳細は入札説明書による。